

【質問・回答】

案件名 ア 札幌市交通資料館・南北線乗務庁舎で使用する電力

2026/8/3 16:14 質問

No. 1

No.	質問内容	回答
1	【燃料費（等）調整単価について】 契約期間中は、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただきますが、問題ございませんでしょうか。	燃料費（等）調整単価は、入札時ではなく、電力を利用した各月の、みなし小売電気事業者の約款及び単価を適用してください。 なお、入札時と約款が変更になった場合は、別途協議をすることができます。
2	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
3	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	御社が落札された場合には、協議させていただきます。
4	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。（分割不要です。）
5	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。 また現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 (頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)	現在の契約電力は 101kW です。
6	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月 1 日です。

7	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
8	【契約単価積算内訳書について】 割引・割増額について該当がない場合は、項目を空欄もしくは罫線等の記載をするとして問題ございませんでしょうか。	問題ありません。（空欄、罫線のいずれも、割引・割増が無いと判断いたします。）
9	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかでお願いをしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。（本市が手数料を負担して銀行振込します。）
10	【契約保証金の免除について】 保証金の免除について、札幌市契約規定第 25 条 3 項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、弊社が提出できる書類は契約書の写しのみとなり、その他の書類（履行証明書等）の提出が必要な場合はご対応が出来かねます。 その為、提出書類・提出時期について事前にご教示いただく事は可能でしょうか。	札幌市交通局契約規程第 25 条第 3 号に該当する挙証として、契約書の写しの他、仕様書の写しなど仕様の内容が確認できる書類等の提出が考えられます。また、これらを「履行証明願」や「通知書」で代用することも可能です。 提出期日は設けていませんが、すみやかに契約手続きを進める必要があり、1 週間程度が目安になります。提出方法は、郵送のほか、PDF データをメールする方法も可能です。
11	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。【契約書（案）第 12 条】
12	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	協議に応じることが可能です。【契約書（案）第 12 条】
13	【託送料金の見直しに伴う単価変更協議について】 現在、一般送配電事業者において託送供給等約款の見直しに係る変更承認申請が行われており、2026 年 11 月以降、託送料金単価が改定（値上げ）される見込みとなっております。 しかしながら、現時点では改定内容の詳細が公表されておらず、当該改定影響額を入札単	一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができることとしております。【契約書（案）第 12 条】

	価へ適切に反映することが困難な状況です。このため、今後公表される託送料金改定の内容により、当社において吸収が困難な負担増が生じる場合には、契約単価の変更について協議をお願いする可能性がございます。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。	
14	【電気を使用しない場合の請求について】 契約書（案）単価一覧に「全く電気を使用しない場合」の基本料金単価を記載する欄がございますが、弊社では電気を全く使用しない月は単価を半額にするのではなく、算定した基本料金を半額にし、ご請求いたします。そのため、弊社が落札した場合には「全く電気を使用しない場合」の単価欄についての記載を修正（欄の削除や、罫線記載等）いただくことは可能でしょうか。	御社が落札された場合には、協議させていただきます。